

国民年金 コーナー

国民年金には障害
基礎年金と遺族基
礎年金があります

国民年金では、65歳から老
齢基礎年金が支給されま
す
が、そのほか、不慮の事故の
ための障害基礎年金と遺族基
礎年金が支給されて、国民の
暮らしを守ってくれます。

◆障害基礎年金

障害基礎年金は、障がいの
原因となった病気やけがの
初診日が、国民年金に加入
中あるいは60歳以上65歳未満
の間にある方が、一定の障
がいの状態になったときに支
給されます。年金額は、障
がいの程度が一級のときが
98万3,100円(平成25年
4月現在・以下同じ)、それ
より軽い程度の二級のとき

が78万6,500円です。ま
た、障害基礎年金には子(生
計を維持されている18歳到達
年度の末日までの子または20
歳未満で一級・二級の障が
い状態にある子・以下同じ)
の加算額があります。その額
は1人につき(2人目まで)
22万6,300円です。(ただ
し、3人目からは1人につき
7万5,400円となります)

◆遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金
に加入中あるいは60歳以上65
歳未満の間に亡くなったとき
に、亡くなった方に生計を維
持されていた「子のある妻」ま
たは「子」に支給されます。年
金額は、子が一人の妻に支
給されるときが101万2,
800円、一人の子だけに
支給されるときが78万6,
500円です。また、子が2
人以上のときには、いずれに
ついても障害基礎年金と同様
の加算が行われます。

◆年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年
金を受けるためには、初診日
等(障害基礎年金では初診日、
遺族基礎年金では死亡日・以
下同じ)のある月の前々月ま
での「国民年金に加入しなけ
ればならない期間」のうち、
3分の2以上の期間が、①保
険料を納めた期間または②保
険料を免除された期間である
という「保険料の納付要件(3
分の2要件)」を満たす必要が
あります。

※「国民年金に加入しなければ
ならない期間」は、原則とし
て20歳から60歳になるまでの
期間ですが、海外に在住して
いる期間や、厚生年金などが
ら老齢年金を受けている期間
は除かれます。

※厚生年金の加入期間や、第三
号被保険者の期間は、「保険
料を納めた期間」とされます。
また、「三分の二要件」を満た
せなくとも、平成28年3月ま
でに65歳未満で初診日等があ
る場合、初診日等のある月の
前々月までの一年間の全ての

期間が保険料を納めた期間
または保険料を免除された
期間であれば良いことにな
っています。

なお遺族基礎年金は、老齢
基礎年金を受けている方
または老齢基礎年金の資格期
間を満たした方が亡くなっ
たときにも支給されます
が、このときは前記の保険
料納付要件を満たす必要は
ありません。

ご自分が、保険料納付要件を
満たしているかどうかご心配
な方や国民年金の詳細を知り
たい方は、お住まいの市町村
役場の国民年金の窓口または
お近くの年金事務所にお問
い合わせください。

◆厚生年金の加入者

障害基礎年金と遺族基礎
年金は、厚生年金の加入者
にも支給されます。詳細は
お近くの年金事務所にお問
い合わせください。

岡郡山年金事務所

☎024-932-3434

岡町民生活課

☎72-6933